

名古屋市犯罪被害者等支援条例(概要)

・犯罪とは、刑罰法令に規定されている犯罪の構成要件に該当する行為をいいます。(第2条)

※殺人等の故意犯だけでなく、交通事故等の過失犯についても犯罪に該当します。

・市、市民、事業者及び関係機関は二次的被害の発生防止に最大限配慮しなければなりません。(第3条)

・「市」は、関係機関との役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保・育成を実施しなければなりません。(第4条)

・「市民」は、犯罪被害者等の置かれている状況の理解を深め、地域社会で孤立させないように努めなければなりません。(第5条)

・「事業者」は、犯罪被害者等の就労・勤務に十分配慮するよう努めなければなりません。(第6条)



市民のみなさんが、 安全で安心して暮らせる 地域社会の実現のために

この条例は、市の施策の基本となる事項を定め、被害者が必要とする施策を総合的に推進するとともに、被害者の心に寄り添い、権利利益を保護することを目的に作られました。市としての被害者への支援はもちろん、関係機関とも連携して支援させていただきます。

また、被害後に発生する二次的被害の発生防止のためにも、多くの方に犯罪被害について理解いただけるよう取り組んでまいります。

他人ごとではなく、社会全体で被害者が抱える様々な問題を解決していきましょう。



まずはお電話ください。

名古屋市犯罪被害者等 総合支援窓口

電話 **052-972-3042**

月～金曜日 8:45～17:30
(祝日・年末年始を除く)

FAX. 052-972-6453

E-mail. a2582@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp

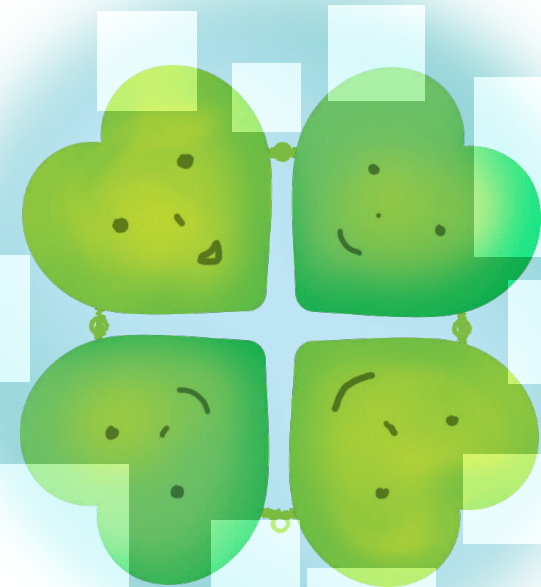
総合支援窓口でお手伝いできること

- ・犯罪被害等により生じた不安や問題などの相談におこたえします。
※面談は電話等での相談の上、必要に応じて予約制で行います。
- ・おひとりで不安な場合、区役所などへの手続きに同行します。
- ・ごいっしょに、本市の支援事業への申し込み受付を行い、支援を提供します。
- ・状況に応じて、関係機関をご案内します。

名古屋市の犯罪被害者等支援のご案内

ひとりで悩まないで
いっしょに考えさせてください。

犯罪被害者等 支援



ご相談をいただき、一定の要件に該当される方は、「経済的支援」、「日常生活支援」、「居住・その他支援」を受けることができます。

詳しくはお問い合わせください。

名古屋市

名古屋市公式ウェブサイト
「名古屋市犯罪被害者等総合支援窓口」▶



経済的支援

◆支援金



犯罪被害により当面必要となる経費に充てるため、死亡した場合に30万円、重傷病等※の被害を受けた場合に10万円を支給

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆一定の費用を差し引いた現金・預貯金などの資産額が200万円未満である
- ◆自賠責保険(共済)の適用が受けられない
- ◆犯罪発生の日から1年以内の申請

◆見舞金



遺族が損害賠償請求権に基づく債務名義を取得したにもかかわらず、約定通りに賠償が受けられない場合に150万円を上限に支給

- ◆死亡の被害
- ◆約定通りに支払がなかった日から起算して、3か月以内に支払がない
- ◆上記状況から1年以内の申請

※重傷病等:全治1月以上の加療を要する被害(医師の診断書)、又は不同意性交等罪、監護者性交等罪の被害

日常生活支援

◆ホームヘルプサービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へヘルパーを派遣し、家事・育児・介護の支援を行う(複数の居宅への派遣可能、合計78時間以内)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆派遣先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内の派遣

◆配食サービス



犯罪被害により、日常生活に支障を来した被害者やその家族・遺族の居宅へ、食事を配達(複数の居宅への配達可能、1日1回配達)

- ◆死亡、又は重傷病等※の被害
- ◆配達先は名古屋市内の居宅
- ◆犯罪発生の日から1年以内で最大30日間

居住・その他支援

市営住宅のあっせん・目的外使用



犯罪等により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的又は一時的な市営住宅の提供

- ◆犯罪等により収入が減少し生計維持が困難
- ◆犯罪等により、居住し続けることが困難
- ◆市営住宅への入居資格を有する(あっせんのみ)

一時避難施設宿泊制度



犯罪等により身の危険がある、もしくは現在の住居に居住することが困難になった市民に、一時的な宿泊場所を提供

- ◆愛知県警察の一時避難場所の確保に係る公費負担制度を受けている

◆精神医療支援



犯罪被害により精神医療機関に受診した場合、医療費の自己負担分の半額を支給

- ◆受診者が市民
- ◆自立支援医療等の適用を受けていない
- ◆初診から1か月以内の医療費

犯罪被害(交通犯罪を含む)にあわれた方々をみんなで支えています。

市内の関係機関のご案内

さまざまな関係機関がお互いに連携協力して、支援に取り組みます。

愛知県警察 犯罪等の被害にあわれたら、まずは最寄りの警察署にご相談ください。

被害者サポートセンターあいち 相談専用TEL.052-232-7830
(愛知県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」)

犯罪(殺人、傷害、性犯罪等)や交通事故などにあわれた方、ご家族等への支援活動(電話相談、カウンセリング、裁判所への付添など)を実施。

法テラス愛知(日本司法支援センター) TEL.0120-079714

刑事手続きに関する情報提供や、犯罪被害者等支援の経験・理解のある弁護士紹介、被害者参加人のための国選弁護制度などを実施。

名古屋地方検察庁(被害者ホットライン) TEL.052-951-4538

専用電話を設け、被害者支援員が、被害者の方からの被害相談や事件に関する問合せに対応。

愛知県弁護士会 TEL.052-203-1651

無料電話相談や、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で面接して手続きなどを説明する制度を実施。

名古屋地方裁判所 TEL.052-203-8918

犯罪被害者等への刑事裁判における優先的傍聴の配慮や、事件記録の閲覧・コピー、被害者参加制度などのご案内。

名古屋市区間暴力相談支援センター TEL.052-351-5388

配偶者からの暴力被害者の保護のため、相談、自立支援、保護命令の申立てに関する支援や関係機関との総合的な調整を実施。

自動車事故対策機構 名古屋主管支所(ナスバ) TEL.052-218-3017

自動車事故で、重度の後遺障害が残った方への介護料の支給や、交通通院などへの生活資金の無利子貸付や友の会の運営などを実施。

性暴力救援センター日赤なごや なごみ TEL&FAX.052-835-0753
(性犯罪・性暴力被害者支援窓口 全国共通短縮ダイヤル#8891)

24時間365日、性暴力被害者に対する相談・診察・緊急避妊・検体採取など、医療・司法・行政・福祉・教育にわたる総合支援をワンストップで実施。

名古屋市消費生活センター TEL.052-222-9671

多重債務等の消費生活に関する相談を実施。